高山剣道愛好会 規約

第1章総 則

第 1 条 (名称)

本会は、高山剣道愛好会(以下「本会」という。)と称す。

第2条(所在地)

本会は、事務所を東京都三鷹市牟礼4丁目6-12高山小学校体育館に置く。

第 3 条 (目的)

本会は、剣道を通じて子供達の健全な育成を図るとともに、会員相互の親睦を図り、会員の豊かな人間性の涵養及び人材育成の促進に寄与することを目的とする。

第 4 条 (活動)

本会は前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 剣の理法の修練の為の稽古。
- (2) 剣道の指導育成向上のための活動。
- (3) 昇級審査・昇段審査の指導の実施。
- (4) 各種大会等への参加。
- (5) 特別強化稽古(合宿等)の実施及び他団体との交流。
- (6) その他、本会の目的達成に必要な事業の実施。

第2章会員

第 4 条 (会員)

本会は下記の会員から組織される。

- (1) 一般会員 : 三鷹市近隣の高校生以上の在住者又は在勤者、その他会長が認める者
- (2) ジュニア会員:三鷹市近隣の中学生以下の者、その他会長が認める者
- (3) 保護者会員 : ジュニア会員の保護者

第 5 条 (入会資格)

本会に入会する者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本会の目的に賛同し、活動できる者であること。
- (2) 本会の諸規定を遵守できる者であること。

第 6 条 (入会手続)

- (1) 本会に入会を希望する者は、所定の申込書によって申しこむ。
- (2) 入会後入会申込時の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

第 7 条 (退会)

- (1) 本会の退会を希望する者は、所定の退会届にて退会することができる。
- (2) 本会の目的に反する行為をしたとき、本規約や申し合わせ事項を遵守しない会員に対して役員会の議決により退会させることができる。

第 8 条 (休会)

会員が一時的に活動を停止する場合は、所定の休会届を提出することにより休会することが出来る。

第9条(入会金・会費等)

本会の会費の額、並びに納入方法は次の通りとする。

- (1) 入会金は、一般会員、ジュニア会員とも1名につき1,000円とする。保護者会員よりは入会金を徴収しない。入会金は入会時に納付する。
- (2) 会費は、一般会員、ジュニア会員とも1名につき、年額6,000円とする。但し、同一世帯の会費 の上限を年額12,000円とする。
- (3) 保護者会員、及び第11条1項に定める指導者からの会費は、原則徴収しない。
- (4) 会費は、1年分をまとめて納付する。期中に入会した場合には、月割りで算定する。
- (5) 第3条規定の活動を行うため、役員会の議決により特別会費を徴収することができる。
- (6) 休会中の会員の会費は休会月より免除するが、期中で退会した場合も含め、一旦納入した会費等 は原則返金しないものとする。
- (7) 会費の他、必要に応じて三鷹市剣道連盟への登録料、及び本会の活動に生じる障害を補償する為の保険加入料等を納入する。

第3章組織

第 10 条 (組織)

本会は、一般会員より選任された指導者によって構成される指導部、一般会員及び保護者会員より選任された世話役によって構成される運営部、並びに一般会員によって構成される一般部、ジュニア会員によって構成されるジュニア部、保護者会員によって構成される保護者部によって組織される。

第 11条(指導者・世話役の選任)

- (1) 指導部を構成する指導者は、原則、四段以上の一般会員とし、会長が承認した者とする。
- (2) 運営部を構成する世話役は、一般会員及び保護者会員よりの互選にて選出する。

第 12 条 (部及び会の活動)

前二条に定められた部及び会の活動は次のとおりとする。

- (1)指導部は、本会の稽古方針及び指導方法を定め、一般部並びにジュニア部への指導にあたる
- (2) 運営部は、本会の活動の運営を担い、活動が円滑に進むことに寄与する
- (3) 一般部は、自己研鑽に努めるとともに積極的に指導部を補佐し、ジュニア部の育成に寄与する
- (4) ジュニア部は、指導部及び一般部からの指導を受け自己研鑽に努める
- (5) 保護者部は、積極的に運営部を補佐し、ジュニア部の育成に寄与する

第4章役員

第 13 条 (役員)

本会に次の役員をおく。

(1)会長 : 1名
(2)副会長 : 若干名
(3)指導部長 : 1名
(4)指導部長補佐 : 若干名

(5) 運営部長 : 1名 (6) 運営部長補佐 : 若干名

第 14 条 (顧問・相談役)

- (1) 本会は、前条の役員の他に、顧問又は相談役を若干名置くことができる。
- (2) 顧問又は相談役は会長が委嘱し、会長は本会の運営について指導助言を受けることができる。

第 15 条 (役員の選任)

- (1)会長、副会長は、会員の中から選出され、総会において承認を得る
- (2) 指導部長及び指導部長補佐は指導者による互選により選出され、総会において承認を得る
- (3) 運営部長及び運営部長補佐は世話役による互選により選出され、総会において承認を得る 第 16 条(役員の任期)
- (1) 役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- (2) 任期中に役員が退会した場合は、残存する役員の承認を受けたものがその任務を継続し、その任期は前任者の残余の期間とする。

第 17 条 (役員の任務)

役員の任務は、次のとおりとする。

(1) 会長 : 会長は、本会を代表し、本会の運営を統括する

(2) 副会長 : 副会長は、会長を補佐し、三鷹市剣道連盟等の上部団体との窓口等を担当する

(3) 指導部長 : 指導部長は、稽古方針、指導方法を定め、指導部を統括する

(4) 指導部長補佐: 指導部長補佐は、指導部長を補佐し、ジュニア部の指導等を指揮する

(5) 運営部長 : 運営部長は、本会活動を円滑に遂行するための意見調整、会員への周知連絡、

各種協力依頼、その他の必要な事務等を統括する

(6) 運営部長補佐: 運営部長補佐は、運営部長を補佐し、会計、広報、稽古場所管理等を担当する

第5章会議

第 18 条 (会議)

(1) 本会の会議は総会および役員会とする。

- (2)総会は、年1回の定期総会及び必要に応じて開催する臨時総会とし、総会は会長が招集する。
- (3)総会にて決議、報告する内容は以下の通りとする。
 - ① 前年度の活動報告
 - ② 前年度の会計報告
 - ③ 次年度の活動計画(案)
 - ④ 次年度の予算(案)
 - ⑤ 役員改選
 - ⑥ 規約、細則その他運営上必要な諸規定の制定・改廃
 - (7) その他本会の重要事項
- (3) 総会における議決は、出席者の過半数をもって決する。可否が同数の場合は会長が決する。
- (4) 緊急の場合、その他総会の開催が困難なときは、役員会をもってこれに代えることができるものとする。役員会は、必要に応じ会長が招集する。

第 6 章 スポーツ少年団

第 19 条(スポーツ少年団登録)

- (1) 本会は、三鷹市スポーツ少年団に登録し、スポーツ少年団としての活動を行うことが出来る。
- (2) スポーツ少年団としての活動を行う者は、所定用紙にて団員登録を行う。
- (3) 本会は、スポーツ少年団としての活動を行う団員・指導者をとりまとめ、日本スポーツ少年団の 所定登録用紙により、三鷹市スポーツ少年団に、次項の登録料を添え、登録を行う。
- (4) 登録料は、高校生以下1人年額500円、指導者1人年額1,200円を本会の会費から支出する。
- (5) スポーツ少年団登録した団員・指導者は、財団法人スポーツ安全協会の保険に加入するものとし、 その際の保険料は、本会の会費、入会金とは別に納入する。

第 20 条 (スポーツ少年団名称)

本会が、スポーツ少年団として活動する際には、「高山剣道スポーツ少年団」の名称を使用する。

第 21 条 (スポーツ少年団活動)

スポーツ少年団としての活動は、本会の活動の一環として行うものとする。

第 22 条 (スポーツ少年団運営)

スポーツ少年団の運営は、原則、本会と一体で運営するものとし、役職として以下を設けるものとする。

- (1) 団長(スポーツ少年団を代表し、団務を統括する者)は、会長または会長が指名する者が務める。
- (2) 母集団(施設管理を当番制で行い、団の活動を援助する者)は、保護者部にて構成する。
- (3) その他、スポーツ少年団の運営に必要な役職は、本会の役員が担うものとする。

第 23 条 (高山剣道スポーツ少年団規約統合・廃止)

平成5年4月1日付施行の「高山剣道スポーツ少年団規約」は、本会規約に統合するものとし、本会規約 の施行を以って、廃止とする。

第7章会計

第 24 条 (予算及び決算)

本会の収支予算については、総会の議決において定め、収支決算については、総会の承認・議決を得なければならない。

第 25 条 (会計年度)

本会の会計年度は毎年 2月1日から始まり、翌年1月31日までとする。

第8章補 則

第 26 条 (細則)

本規定に定めない事項及び運営上必要な細則は、役員会の議決によって定める。

第27条(規約の改正)

本規約の改正は総会の議決によるものとする。

第 28 条 (付則)

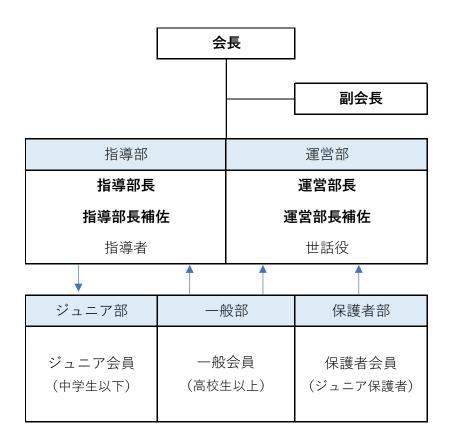
本規約は令和 4 年 2 月 <mark>19</mark> 日から施行する。

(以下余白)

令和四年度 役員(案)

顧問	福井 雅信	スポーツ少年団対応
会長	長澤 修一	
副会長	小山田 健児	三鷹市剣道連盟対応
指導部長	稲富 誠一郎	
指導部長補佐	井上 祐子	
	福井 雅和	
運営部長	柴村 哲治	
運営部長補佐	塚本 沙紀	会計・事務連絡担当
	阿部 治江	会計・事務連絡担当
	鈴木 太郎	広報担当

【組織体制】



(規約 統合・廃止)

高山剣道スポーツ少年団 規約

【第1章 総則】

第1条(名称) 本団は高山剣道スポーツ少年団(以下団という)と言います。

第2条(事務所) 本団の事務所は団長宅とします。

第3条 (目 的) 本団は日本少年スポーツ少年団の目的に従い、地域のスポーツを通じ、青少年の心 身の健全な育成を目指すことを目的とします。

第4条 (活動) 本団は前条の目的を達成するために、次の活動を行います。

- (1) 剣道の稽古・試合
- (2) 各種スポーツ活動
- (3) 体力テスト
- (4) レクリェーション活動
- (5) 他団体との合宿などの交流活動
- (6) その他、団の目的達成に必要な活動

【第2章 団員・指導者】

第1条(構成) 本団は団の主旨に賛同するものをもって構成します。

第2条 (団への加入登録) 本登録は本団所定用紙にてこれを行います。

加入登録に当たっては、別に定める会費を納入するものとする。

第3条(有効期限) 加入登録期間は、申し込みを受けた日から、その年度末とし、毎年度ごと、

これを更新します。更新の方法は前条に定めるところによります。

第4条(団の登録) 本団は第2章 第2条に定めるところにより加入登録を行った団員・指導者をまとめ、

日本スポーツ少年団所定登録用紙により、団として三鷹市スポーツ少年団に、所定の登録料を添え、団の登録を行います。(登録料は年会費から支出)又、団登録に明記された団員・指導者は全員、財団法人スポーツ安全協会の保険に加入

するものとします。(保険料は入会時に納入します)

【第3章 役員】

第1条 本団は、次の役員を置きます。

団長 一名 会計 一名 幹事 一名

第2条 1. 前条の役員は、団育成母集団の互選により選出する。 (本団は入団順に行い、総会にて承認を受ける)

- 2. 団長は、本団を代表し、団務を統括する。
- 3. 会計は、本団の会計を担当する。
- 4. 幹事は会計を監査し、連絡その他、必要な活動を担当します。
- 5. 本団は、顧問を置く事ができます。
- 第3条 (任 期) 1. 本団の役員の任期は、一年とします。ただし再任を妨げません。 (任期は、4月1日に始まり、翌年の3月31日までとします。)
 - 2. 本団の役員に欠員が生じたときは、それを補充します。但し、その任期は前任者の残任期間とします。
- 第4条 (母集団) 本団に、母集団(父母会)を置きます。 母集団は、体育館管理を当番制で行い、団の活動を援助します。

【第4章 会計】

第1条 (会 計) 本団の会計は、団員の納める会費及び、補助金、寄付金、その他の収入によって支 弁します。会費については別に定めます。

第2条 (会費) 団員は、一世帯につき、一ヶ月1,000円納入するものとします。

第3条 (入会金) 団員は加入時のみ、入会金として一人当たり1,000円納入するものとする。

第4条 (会計年度) 本団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わります。

【第5章 総会】

第1条 定期総会は毎年3月に行うものとします。

(臨時総会は役員または、母集団が必要と認めた時に開催できる。)

第2章 (規約改正及び、解散) 本気約の改正及び、本団の解散は育成母集団の3分の2以上 の同意を得なければならない。

附則 本気約は平成5年4月1日より施行するものとします。